評議員会規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県ソフトボール協会(以下「本協会」という。)の定款に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

- 第2条 評議員会は、定款第14条第2項で選出、推薦を受けた評議員をもって組織する。
- 2 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

第2章 評議員会の種類及び召集

(評議員会の種類)

- 第3条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、年1回毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとし、会長がこれ を招集する。
- 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に随時開催するものとし、会長がこれを招集する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2)総評議員の10分の1以上から、評議員会の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、開催の請求が会長にあったとき

(召集の手順)

- 第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) その他法務省令で定める事項
- (4) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 事業の全部の譲渡

(召集の通知)

- 第5条 評議員会を招集するには、会長は、開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。会長に事故もしくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。
- 2 会長は、前項の書面のより通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電子的方法により通知を発 出することができる。

(召集手続の省略)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを 経ることなく開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面また

は電子的方法により受理し、記録しなければならない。

3 会長は、総評議員の10分の1以上から、評議員会の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、開催の請求が会長にあったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を開催しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議 長)

第7条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(評議員提案)

- 第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、または記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することが出来る。 (評議員会の運営)
- 第9条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

- 第10条 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1)役員の選任および解任
- (2) 役員等の報酬の額またはその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画および収支予算
- (5) 各事業年度の事業報告および決算報告
- (6) 入会の基準ならびに会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲り受け
- (9)解散および残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (11) 理事会において評議員会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という。) に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載または記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(決 議)

第11条 評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数の議決により決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により決するものとする。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3)解散
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 前項の決議について、特別な利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。 (議決権等)
- 第12条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(評議員会への報告義務)

- 第13条 理事は、一般社団・一般財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類そのた法令で定めるものを調査 ものと し、この場合において、法令若しくは定款違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、 その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第14条 理事および監事は、評議員会において、評議員からの特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事録記載事項に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配布)

第16条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 雑 則

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

議事録記載事項

- 1 開催された日時および場所
- 2 議事の経過の要領およびその結果
- 3 決議に要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任、または辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨およびその理由 を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令もしくは 定款に違反しまたは著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名または名称
- 6 評議員会の議長が存ずるときは、議長氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名